

第1回 川西薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成14年12月25日(水)
場所 川内市 ホテル太陽パレス

第1回 川西薩地区法定合併協議会 会 次 第

日時 平成14年12月25日(水)
場所 太陽パレス (川内市)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長紹介・あいさつ
- 4 鹿児島県総務部長あいさつ
- 5 委員・幹事会・事務局紹介
- 6 委員・顧問代表者委嘱状の交付・事務局代表者辞令交付
- 7 報告
報告第1号 川西薩地区法定合併協議会の設置の経緯について
報告第2号 川西薩地区法定合併協議会規約について
報告第3号 川西薩地区法定合併協議会役員について
- 8 議事
議案第1号 川西薩地区法定合併協議会会議運営規程(案)について
議案第2号 川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)
について
議案第3号 川西薩地区法定合併協議会平成14年度予算(案)について
- 9 協議
(1) 監査委員の選任について
(2) まちづくりフォーラムについて
- 10 その他
・平成15年以降川西薩地区法定合併協議会 協議日程(案)
・次回協議会の開催について
- 11 閉会

川西薩地区法定合併協議会名簿

1 協議会委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	原口 博文	
		議会市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲矢	
	学識 経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
串木野市	行政	市長	富永 茂穂	
		助役	上酔尾 巧	
	議会	議長	福田 清宏	
		副議長	下迫田 良信	
	学識 経験者		後夷 安男	
			淵脇 紀子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	野久尾正徳	
		副議長	帯田 博美	
	学識 経験者		大津 正利	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識 経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森菌 正堂	
		助役	寺師 勉	
	議会	議長	渡辺 一徹	
		副議長	北迫 茂	
	学識 経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	

市町村名	区 分	職 名	氏 名	摘 要
祁答院町	行 政	町 長	今村 松男	
		助 役	平田 陽一	
	議 会	議 長	瀬尾 和敬	
		副 議 長	肥後 耕作	
	学 識 経 験 者		川畑 禮二	
			平林 徳子	
里 村	行 政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	岸 悞	
		副 議 長	平嶺 道夫	
	学 識 経 験 者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行 政	村 長	藏元 欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	村尾 幸生	
		副 議 長	大良 影夫	
	学 識 経 験 者		西 仙可	
			石原 弘子	
鹿 島 村	行 政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		議 員	橋野 利邦	
	学 識 経 験 者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	高山 大作	
	総務部地方課 市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

3 幹事会幹事

区 分		職名	氏 名	備考
助 役		川内市助役	岩切 秀雄	
		串木野市助役	上酔尾 巧	
		樋脇町助役	宮脇 秀隆	
		入来町助役	石塚 政揮	
		東郷町助役	寺師 勉	
		祁答院町助役	平田 陽一	
		里村助役	鷺山 和平	
		上甑村助役	長浜 秀徳	
		鹿島村助役	中野 捷	
専門部会長	総務部会長	串木野市総務企画部長	富吉 光義	
	企画財政部会長	川内市企画経済部長	平 敏孝	
	産業経済部会長	東郷町経済課長	徳田 恭二	
	住民健康福祉部会長	串木野市市民福祉部長	山下二直男	
	建設部会長	川内市建設部長	新 武博	
	上下水道部会長	串木野市建設部長	田中 勇造	
	教育部会長	入来町教委総務課長	本田 憲證	
	電算情報部会長	川内市企画経済部情報推進課長	村尾 光政	
	議会・監査部会長	樋脇町議会事務局長	岩下 満志	
合併担当部課長		川内市企画経済部長	平 敏孝	
		川内市企画課長	上赤 勉	
		串木野市総務企画部長	富吉 光義	
		串木野市企画財政課長	福永 勝文	
		樋脇町総務課長	福留 久根	
		入来町総務課長	水流 信雄	
		東郷町総務課長	手島 博文	
		祁答院町総務課長	鬼塚 秀範	
		里村総務課長	平嶺 休丸	
		上甑村企画課長	森尾 康彦	
		鹿島村総務課長	梶原 五郎	

4 幹事会オブザーバー

鹿児島県	総務部地方課 市町村合併推進室主幹	中野 志郎	
	川内総務事務所次長	上藪 辰郎	

5 事務局

事務局職名		氏名	市町村名	所属市町村等の職名
事務局長		田中 良二	川内市	企画経済部市町村合併対策課長
事務局次長		満園 健士郎	串木野市	総務企画部総務課付
事務局次長		川野 眞司	川内市	企画経済部市町村合併対策課 市町村合併対策係長 (鹿児島県から派遣)
総務 広報 班	班長	森園 一春	入来町	総務課付
	班員	村岡 斎哲	里 村	総務課合併対策係長
	班員	橋口 堅	川内市	企画経済部市町村合併対策課主査
調 整 第 一 班	班長	棚町 健治	串木野市	総務企画部総務課付
	班員	上須田敏秋	鹿島村	総務課参事兼市町村合併担当
	班員	井手上和洋	祁答院町	総務課合併推進係長
	班員	平 利朗	樋脇町	総務課市町村合併対策室 市町村合併対策係長
調 整 第 二 班	班長	奥平 幸己	東郷町	総務課合併対策室合併対策係長
	班員	田代 健一	川内市	企画経済部市町村合併対策課主査
計 画 班	班長	古川 英利	川内市	企画経済部市町村合併対策課主査
	班員	江口 洋	上甌村	企画課企画係兼市町村合併担当主査
	班員	久徳 和久	串木野市	総務企画部総務課付

報告第1号

川西薩地区法定合併協議会の設置の経緯について

平成14年8月16日、任意合併協議会への参加を希望する川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村（2市3町4村）の市町村長が参集し、10月初旬に任意合併協議会を設立することを申し合わせ、同日付で任意合併協議会設立準備会を設置した。

設立準備会では、合併担当部課長会、助役会等の会議を重ね、任意合併協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等の設立に関する基本的事項について調整を進めた。

このような中、9月10日、祁答院町長から任意合併協議会設立準備会会長へ協議会準備会への参加の申入れがあり、9月30日、2市3町4村の市町村長並びに議長が参集した懇談会において協議の結果、祁答院町の加入が認められた。

これにより、10月7日、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村の2市4町4村で構成する川西薩地区任意合併協議会が設置された。

任意合併協議会では、4回にわたる会議の中で、合併問題にかかわる調査研究に関する事項、新市まちづくり計画の策定方針に関する事項、法定合併協議会設置に関する事項、合併に関する基本的事項等について協議を重ね、共通の認識と理解を積み上げてきた。

第2回会議においては、法定合併協議会の規約、予算等について提案し、各市町村が持ち帰り、法定合併協議会の参加を含めて、住民生活に関する責任ある立場で判断され、第3回会議において法定合併協議会参加の意思表示が行われたが、下甌村から法定合併協議会の参加について留保したい旨表明された。

そして、各市町村の議会においては、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（2市4町3村）の法定合併協議会設置議案の議決がなされ、協議会規約の12月25日施行をもって、川西薩地区任意合併協議会を解散し、川西薩地区法定合併協議会の設置となった。

平成14年12月25日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

(参考)

年月日	事項	内容
平成13年2月～11月	「市町村合併に関する情報交換会」開催(第1回～3回)	2市8町4村会議(助役、主管部・課長)
平成14年3月26日	2市4町4村首長会議	課長級職員で構成する「合併問題勉強会」、課長補佐級以下、係長・担当職員による「調整班」を設置。 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、市来町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村
4月～7月	勉強会(第1回～第7回)会議 調整班(第1回～第6回)会議	H13年度調査結果報告 行政比較データについて 地域の将来像について 先進事例からみた合併協議の進め方について
8月16日	(仮称)川西薩地区任意合併協議会設立準備会発足	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村(2市3町4村)で構成
8月29日	準備担当課長合同会議	任意合併協議会での作業内容等(人事・企画財政・電算・合併担当課長)
9月6日	準備合併担当部課長会	設立総会・第1回任意合併協議会に向けて
9月10日	祁答院町長から協議会準備会への参加申入れ	任意合併協議会設立準備会会長へ文書での申入れ
9月26日	準備助役会	設立総会・第1回任意合併協議会に向けて
9月30日	首長・議長懇談会	祁答院町の任意合併協議会準備会への参加について他
10月7日	川西薩地区任意合併協議会・第1回任意合併協議会	任意合併協議会の設立 規約・役員 平成14年度事業計画・予算
10月23日	第1回幹事会	第2回任意合併協議会について
11月8日	第2回任意合併協議会	任意合併協議会における申し合わせ事項について 合併の方式について 合併の期日について 新市の名称の決定方法について 新市の事務所の位置について
11月11日	第2回幹事会	第3回任意合併協議会について
11月18日	第3回任意合併協議会	法定合併協議会規約 法定合併協議会平成14年度事業計画・予算 事務事業一元化調整方針 新市まちづくり計画の策定方針
12月15日	合併講演会	講師 兵庫県篠山市まちづくり推進課長森本繁氏
12月19日	第3回幹事会	第4回任意合併協議会・法定協議会設置会議・第1回法定合併協議会について
12月25日	第4回任意合併協議会 法定協議会設置会議 第1回法定合併協議会	任意合併協議会解散 委員委嘱状の交付 監査委員の選任 平成14年度事業計画・予算

報告第2号

川西薩地区法定合併協議会規約について

川西薩地区法定合併協議会規約について別紙のとおり定めたので報告する。

平成14年12月25日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

川西薩地区法定合併協議会規約

(設置)

第1条 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、川西薩地区法定合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 この協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 関係市町村の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、川内市神田町3番22号川内市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は次の者（前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役（川内市にあつては、総務部の事務を所管する助役をいう。）。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

2 協議会の支援及び助言を行うため、協議会に顧問を置くことができる。

3 顧問は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。

4 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長を務める。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて関係市町村の関係職員又は県職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市町村長調整会)

第12条 会議に付議する事項のうち会長が必要と認める事項その他の事項を協議又は調整するため、協議会に関係市町村の首長で構成する市町村長調整会を置く。

2 市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第14条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第16条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、原則として均等に負担するものとするが、必要に応じて世帯割によることができる。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第17条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

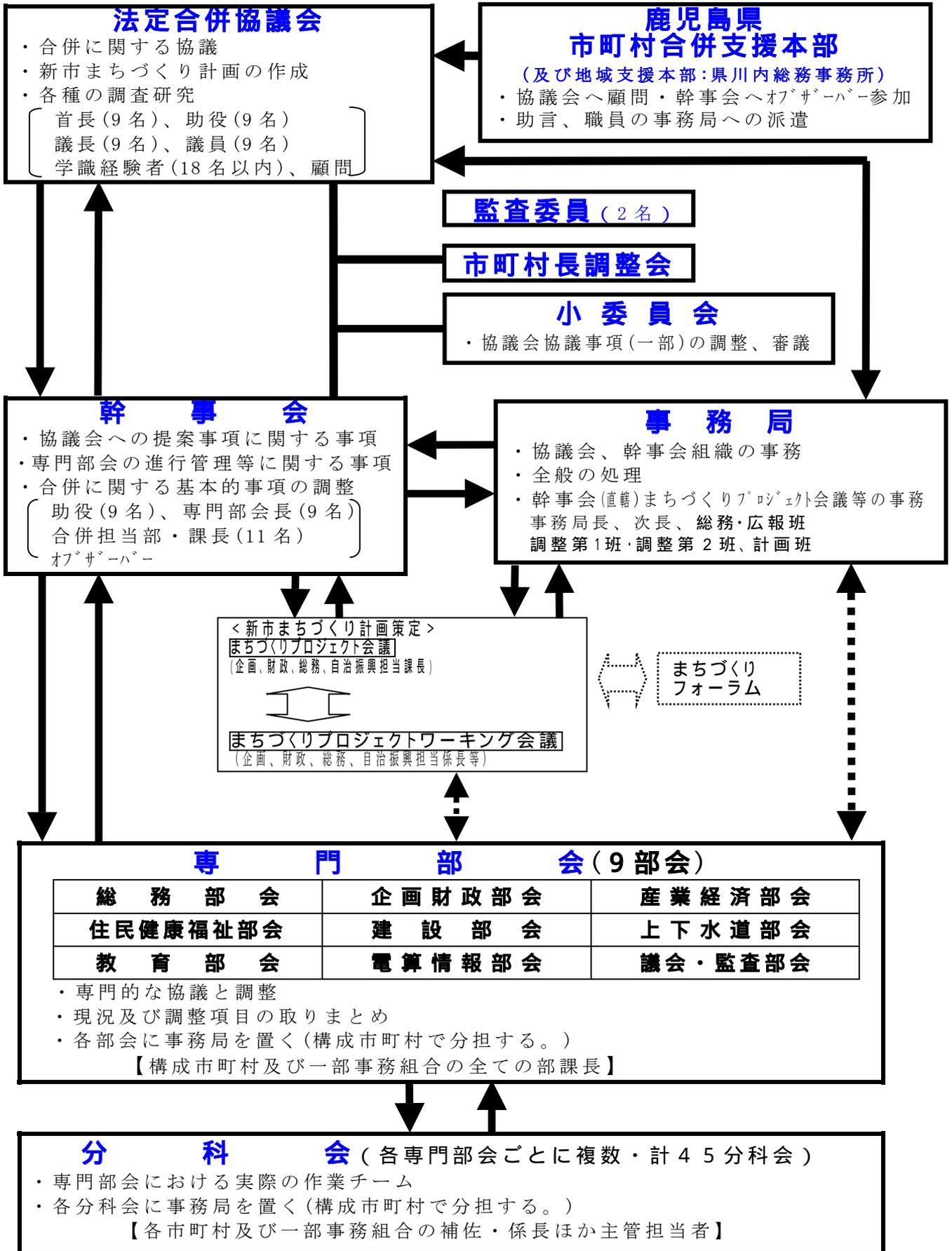
(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年12月25日から施行する。

川西薩地区法定合併協議会組織図



報告第3号

川西薩地区法定合併協議会役員について

川西薩地区法定合併協議会役員を下記のとおり定めたので報告する。

役員名	職名	氏名
会長	川内市長	森 卓朗
副会長	串木野市長	富永 茂穂
副会長	樋脇町長	黒瀬 一郎
副会長	川内市議会議長	原口 博文

平成14年12月25日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

(参考：川西薩地区法定合併協議会規約)

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役(川内市にあつては、総務部の事務を所管する助役をいう)。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

議案第1号

川西薩地区法定合併協議会会議運営規程（案）について

川西薩地区法定合併協議会規約第10条第3項により会長が定める会議運営規程について別紙のとおり定める。

（参考：川西薩地区法定合併協議会規約）

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長を務める。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

平成14年12月25日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

川西薩地区法定合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開する。

2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会議の定例開催）

第3条 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

(1) 開催日 毎月第2・第4木曜日

(2) 会議時間 午後1時30分から

（会議の開閉等）

第4条 会議の開閉は、会長（以下「議長」という。）が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言を聞くことができる。この場合において、監査委員以外の者に対する謝金及び旅費は、会長の属する市町村の例によるものとする。

（表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

（事前提案の原則）

第6条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

（会議録の調製等）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過（議事の要旨）

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

3 会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することができる。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨の表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

別記

第1号様式（第11条関係）

年 月 日

傍 聴 届

川西薩地区法定合併協議会会議運営規程第11条第1項の規定により下記のとおり届けます。

記

住 所	
氏 名	
備 考	

第2号様式（第11条関係）

傍 聴 証
第 号
川 西 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会

議案第 2 号

川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度事業計画（案）について

川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

川西薩地区法定合併協議会 平成14年度事業計画（案）

時期	協議会会議	その他の業務
12月	<p>法定協議会規約施行（12/25）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法定協議会設置会議 <ul style="list-style-type: none"> ・規約の報告 ・会長、副会長選任 <p>第1回会議（12/25）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状の交付 ・会議運営規程について ・平成14年度事業計画（案）予算（案） ・監査委員の選任について 	<p>任意協議会解散（12/25）</p>
1月	<p>第2回会議（1/14予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化調整方針（案） ・新市まちづくり計画の策定方針（案） ※新市名称候補選定小委員会の設置（委員長・副委員長の選任） ・各規程の報告 幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、会議録等閲覧に関する要綱等 	<p>（1/9 第1回幹事会予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会各専門部会・分科会の発足 ・事務事業一元化に係る調整個表（比較表）の作成 ・電算現況調査の分析 ・「プロジェクト会議」設置 ・「プロジェクトワーキング会議」設置 ・「まちづくりフォーラム」設置 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ※新市名称候補選定小委員会の開催 ・「協議会だより」第1号発行
2月	<p>第3回会議（2/13予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目（項目名及び項目数）（案）の提案 ※新市名称公募方法等の承認 	<p>（2/6 第2回幹事会予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化に係る調整項目分類の検討 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・各種団体への説明 ・「協議会だより」第2号発行（2/27 第3回幹事会予定）
3月	<p>第4回会議（3/27予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目（項目名及び項目数）（案）の承認 ・合併の基本項目（方式・期日・事務所の位置）（案） ・平成15年度事業計画（案） ・平成15年度予算（案） ・まちづくりフォーラムからの提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ着手 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・「協議会だより」第3号発行

議案第 3 号

川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度歳入歳出予算（案）について

川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

歳入の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	負担金		23,449			
	1	負担金	23,449			
		1 負担金	23,449	1 構成市町村負担金	23,449	内訳は下表参照
2	繰越金		0			
	1	繰越金	0			
		1 繰越金	0			
3	諸収入		0			
	1	諸収入	0			
		1 預金利子	0			
		2 諸収入	0			
計			23,449		23,449	

構成市町村負担金の算出根拠

(単位：円)

市町村	世帯数	割合	負担金			備考
			世帯割分	均等割分	総額	
川内市	28,619	56.7%	1,003,000	2,409,000	3,412,000	
串木野市	10,138	20.1%	355,000	2,409,000	2,764,000	
樋脇町	3,087	6.1%	108,000	2,409,000	2,517,000	
入来町	2,491	4.9%	87,000	2,409,000	2,496,000	
東郷町	2,324	4.6%	81,000	2,409,000	2,490,000	
祁答院町	1,772	3.5%	62,000	2,409,000	2,471,000	
里村	623	1.2%	22,000	2,409,000	2,431,000	
上甑村	974	1.9%	34,000	2,409,000	2,443,000	
鹿島村	447	0.9%	16,000	2,409,000	2,425,000	
計	50,475	100.0%	1,768,000	21,681,000	23,449,000	

世帯割分：協議会だより発行の事業費相当額

国庫補助金

合併準備補助金：構成する各市町村につきそれぞれ、500万円を上限とする定額補助(1回限りの補助)

県補助金

合併協議会運営費等補助金：法定又は任意の合併協議会の運営費等の一部について助成(補助限度額：3年間で1市町村あたり上限250万円、補助率1/4以内)

歳出の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	運営費		8,475			
	1	会議運営費	3,730			
		1 協議会会議費	2,716	報酬	375	協議会委員報酬 (学識経験者)
				旅費	563	協議会委員費用弁償 (学識経験者)
				需用費	114	会議時お茶代
				委託料	1,160	会議録作成委託
				使用料 及び賃借料	504	会場使用料
		2 幹事会会議費	426	需用費	48	会議時お茶代
				使用料 及び賃借料	378	会場使用料
		3 小委員会会議費	588	報酬	167	新市名称選定小委員会委員報酬
				旅費	287	新市名称選定小委員会委員費用弁償
				需用費	29	会議時お茶代
				使用料 及び賃借料	105	会場使用料
	2	事務局費	4,745			
		1 事務局運営費	4,745	報酬	21	監査委員報酬
				賃金	793	臨時職員
				旅費	152	事務打合せ旅費
				需用費	2,230	コピーカウンター料 消耗品、封筒印刷、燃料費
				役務費	190	通信運搬費
				使用料 及び賃借料	1,359	フロー・OA機器賃借料
2	事業費		14,874			
	1	まちづくり計画費	9,210			
		1 まちづくり 計画策定事業費	9,210	委託料	9,210	新市まちづくり計画策定 業務委託
	2	事務事業調整費	3,000			
		1 事務事業調整 事業費	3,000	委託料	3,000	電算統合システム調査業務委託
	3	広報広聴費	2,664			
		1 広報広聴 事業費	2,664	委託料	2,664	ホームページ開設運用委託 協議会だより作成委託
3	予備費		100			
	1	予備費	100			
		1 予備費	100	予備費	100	
		計	23,449			

協議

(1) 川西薩地区法定合併協議会監査委員の選任について

川西薩地区法定合併協議会規約第17条により会長が選任し、委嘱する監査委員について下記のとおり承認を求める。

氏名	所属市町村名	役職等
里平 盛人	入来町	代表監査委員
中村 昌弘	東郷町	代表監査委員

平成14年12月25日提出

川西薩地区法定合併協議会会長

(参考：川西薩地区法定合併協議会規約)

(監査)

第17条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。

・・・略・・・

協議

(2) まちづくりフォーラムについて

1. 設置目的

川西薩地区任意合併協議会議案12号の決定に基づき、「新市まちづくり計画」策定に関連して住民自身が長期的視点に立ち、新市のあるべき姿を展望しながら、まちづくりについて提言していただく「まちづくりフォーラム」（以下「フォーラム」という。）を設置する。

なお、運営要領は川西薩地区法定合併協議会幹事会規定により別途に定める。

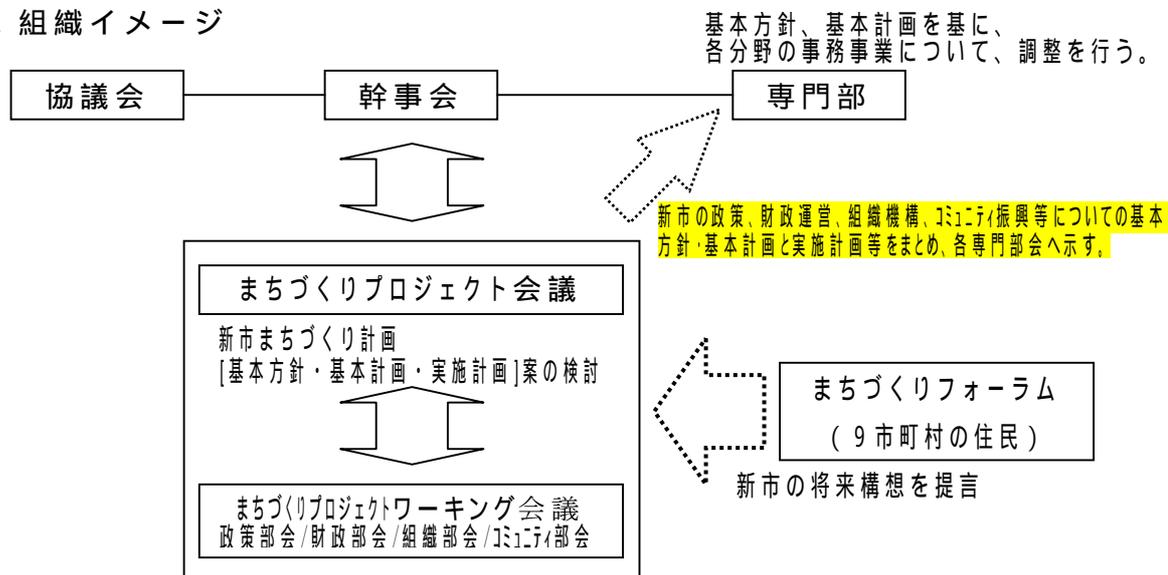
2. 活動内容

- (1) 「新市の将来のあるべき姿」や、「まちづくりについての構想」の提言に関すること。
- (2) 提言に関しての報告会に関すること。
- (3) その他、合併後のまちづくりの政策提言に関すること。

3. 組織

フォーラム委員は、協議会関係市町村から推薦のあった一般住民45名より組織する。

4. 組織イメージ



5. 新市まちづくり計画策定手順



6. 主な予定(案)

会議	時期	内容
第1回	1月10日	プロジェクトチーム活動報告・現状分析等
第2回	1月29日	討論
第3回	2月14日	討論
第4回	2月25日	討論(取りまとめ)
第5回	3月12日	提言案の整理
—	3月27日	協議会第4回会議で提言※1
第6回	4月	提言報告会準備
第7回	5月	提言報告会
第8回	7月	新市まちづくり計画(骨子案)についての意見交換会①※2
第9回	7月	新市まちづくり計画(骨子案)についての意見交換会②
第10回	平成16年1月	協議会決定された新市まちづくり計画等についての意見交換会(解散)

1 提言は協議会第4回会議でご報告いただく。

2 新市まちづくり計画骨子案については、別途に「市町村別広聴会」を開催予定(7月)である。

3 計画骨子案の策定作業及び協議会の協議状況により予定を変更する場合がある。

7. フォーラム委員名簿

市町村名	氏名	市町村名	氏名	市町村名	氏名
川内市	春田 和満	入来町	安藤千代記	里村	村岡 豊治
	伊集院睦子		柏木 俣		中村 一行
	今村久美子		池頭 虎光		角 淳子
	中俣 知大		松下 純一		塩田 将史
	影山 俊二		田島 直美		角 昭久
串木野市	楮山 四夫	東郷町	小林 三郎	上甗村	小村 亮一
	東 節代		桑波田 景美		柳 範一
	東 育代		木原 清八郎		和田 元子
	小川 昭寛		久留須 清子		藏元 保海
	勘場 裕司		古城 和行		宮下 文明
樋脇町	中島 増夫	祁答院町	柏原神一郎	鹿島村	平川 龍一
	眞野 良子		富森 貢		小村 俊子
	猶野 福子		松ヶ野多鶴子		橋野 勝彦
	堂前 一郎		別府 生次		小村 俊子
	小辻 浩史		大園 英和		橋野 利明

氏名は順不同

平成15年以降川西薩地区法定合併協議会 協議日程(案)

月	日	曜日	時間	協議会	幹事会
H15 1	9	木	13:30 ~		第1回幹事会
	14	火	13:30 ~	第2回協議会	
2	6	木	13:30 ~		第2回幹事会
	13	木	13:30 ~	第3回協議会	
	27	木	13:30 ~		第3回幹事会
3	27	木	13:30 ~	第4回協議会	
4				統一地方選挙のため協議会なし	
5	8	木	13:30 ~		第4回幹事会
	15	木	13:30 ~	第5回協議会	
	22	木	13:30 ~		第5回幹事会
	29	木	13:30 ~	第6回協議会	
6	5	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	12	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	19	木	13:30 ~		第6回幹事会
	26	木	13:30 ~	第7回協議会	
7	3	木	13:30 ~		第7回幹事会
	10	木	13:30 ~	第8回協議会	
	17	木	13:30 ~		第8回幹事会
	24	木	13:30 ~	第9回協議会	
	31	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
8	7	木	13:30 ~		第9回幹事会
	12	火	13:30 ~	第10回協議会	
	21	木	13:30 ~		第10回幹事会
	28	木	13:30 ~	第11回協議会	
9	4	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	11	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	18	木	13:30 ~		第11回幹事会
	25	木	13:30 ~	第12回協議会	

月	日	曜日	時間	協議会	幹事会
10	2	木	13:30 ~		第12回幹事会
	9	木	13:30 ~	第13回協議会	
	16	木	13:30 ~		第13回幹事会
	23	木	13:30 ~	第14回協議会	
	30	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
11	6	木	13:30 ~		第14回幹事会
	13	木	13:30 ~	第15回協議会	
	20	木	13:30 ~		第15回幹事会
	27	木	13:30 ~	第16回協議会	
12	4	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	11	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	18	木	13:30 ~		第16回幹事会
	24	水	13:30 ~	第17回協議会	
H16 1	8	木	13:30 ~		第17回幹事会
	15	木	13:30 ~	第18回協議会	
	22	木	13:30 ~		第18回幹事会
	29	木	13:30 ~	第19回協議会	
2	5	木	13:30 ~		第19回幹事会
	12	木	13:30 ~	第20回協議会	
	19	木	13:30 ~		第20回幹事会
	26	木	13:30 ~	第21回協議会	
3	4	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	11	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	18	木	13:30 ~		第21回幹事会
	25	木	13:30 ~	第22回協議会	
4	1	木	13:30 ~		第22回幹事会
	8	木	13:30 ~	第23回協議会	
	15	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	22	木	13:30 ~	(協議会予備日)	

平成14年度法定協議会の開催日程（案）

会議名	日 程	会 場	出席者
第1回協議会	12月25日（水） 午後3時～	川内市 （太陽パレス）	委員・・・首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問
第1回幹事会	1月 9日（木） 午後1時30分～	川内市 （市庁舎6F大会議室）	幹事・・・助役 各専門部会長 各合併担当部課 長県オブザーバー
第2回協議会	1月14日（火） 午後1時30分～	串木野市 （ｼｰｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾞの さ）	上記 と同じ
"（予備）	1月16日（木） 午後1時30分～	串木野市 （ｼｰｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾞの	上記 と同じ
第2回幹事会	2月 6日（木） 午後1時30分～	川内市 （市民会館第1会議室）	上記②と同じ
第3回協議会	2月13日（木） 午後1時30分～	川内市 （太陽パレス）	上記 と同じ
"（予備）	2月19日（水） 午後1時30分～	川内市 （太陽パレス）	上記 と同じ
第3回幹事会	2月27日（木） 午後1時30分～	川内市 （市庁舎6F大会議室）	上記②と同じ
第4回協議会	3月27日（木） 午後1時30分～	串木野市 （ｼｰｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾞの さ）	上記 と同じ
"（予備）	3月28日（金） 午後1時30分～	串木野市 （ｼｰｻｲﾄﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｻﾞの	上記 と同じ